

# 認知症対応型共同生活介護 整備事業者の公募について

## 1 公募の概要

### (1) 公募の趣旨

- 本市では、介護保険事業計画に基づき、認知症対応型共同生活介護を整備する事業者の公募を行います。
- 応募については関係法令等を十分に理解の上、ご応募ください。
- 応募書類の提出をもって、この書類及び大和郡山市認知症対応型共同生活介護の整備事業者募集要項に同意したものとみなします。

### (2) 募集数

- 認知症対応型共同生活介護 1事業所（2ユニット 定員18人）

### (3) 選定方法

- 公募型プロポーザル方式（令和7年1月中下旬に実施予定）

## 2 応募及び審査書類の提出締切、受付

### (1) 応募書類の提出

令和6年12月18日（水）午後4時まで

### (2) その他の審査書類の提出

令和6年12月25日（水）午後4時まで

※ ただし、いずれも受付は土曜、日曜、祝日を除く、午前10時から午後4時まで（厳守）。

## 3 提出場所及び方法

大和郡山市役所 福祉部 介護福祉課

（※ 必ず事前連絡の上、直接持参してください。）

- 提出書類は募集要項の4、5を参照してください。
- 審査書類（様式4以降の書類）は、  
A4判でファイリングしたものを10部  
（正本1部、副本9部）ご提出ください。
- なお、副本は正本をそのままコピーしたもので  
構いません（原本証明は不要）。
- 審査書類は、様式番号ごとに仕分けし、番号入り仕切紙（白紙のインデックスに様式番号を記入したもの）をはさんで綴り、ご提出ください。

認知症対応型共同生活介護 整備事業応募書

- 提出書類のうち、図面はA2版又はA3版とし、A4サイズに折り込んでファイルしてください。
- 提出書類は、印刷物等を除き、ワード又はエクセルにより作成してください。また、プリントアウトする際は、片面印刷としてください（両面印刷はしないでください）。

(正本について)

- 賃貸借契約書等については、代表者名で次のような原本証明を付した写しを提出してください。
- 原本証明に押印する代表者印は、印鑑証明の印影と同じものを使用してください。

(代表者名による原本証明の見本)

この写は原本と相違ありません。 令和 年 月 日 法人名 ○ ○ ○ ○ 代表者職氏名 ○ ○ 代表者印
---

(注意点)

- ① 必要に応じ、追加資料を求め又はヒアリングを実施する場合があります。
- ② 応募に係る費用は、結果の如何にかかわらず、すべて応募者の負担とします。
- ③ 提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- ④ 応募を取り下げの場合は、必ず取下書（様式任意）を提出してください。
- ⑤ 提出書類に不備・不足があった場合や、応募にあたり不正行為があった場合は審査の対象外となる場合があります。
- ⑥ 応募書類の提出期限後の修正には応じられませんので、十分に確認の上提出してください。

#### 4 今後の日程について（予定）

- |           |          |
|-----------|----------|
| 11月15日（金） | 公募開始     |
| 11月29日（金） | 質問書の提出締切 |
| 12月18日（水） | 応募締切     |

12月25日（水） 審査書類提出期限  
翌1月中下旬 プロポーザル方式による選考会の実施  
※日程の詳細については、個別に通知します  
事業者の選定  
審査結果の公表・参加者への結果通知

なお、上記日程は公募開始時点における予定であり、参加者数その他の条件により変更する場合があります。

## 5 留意事項

### (1) 土地・建物について

- 土地・建物については、事業実施に支障がないか等を事前に関係機関等と調整を図ってください。

#### 【土地・建物を購入により取得する場合】

応募の段階では所有権を有していなくても、売買が確実であることが確認できればよい。その場合は条件付契約書（※）などを添付すること。

#### 【土地・建物を賃借する場合】

応募の段階では賃借が開始されていないなくても、賃借が確実であることが確認できればよい。その場合は条件付契約書（※）などを添付すること。

(※)公募で選定されなかった場合は、契約等の効力が失われることを明記したものなど。

### (2) 建築基準法等関係法令の遵守について

- 介護保険法、老人福祉法、建築基準法、都市計画法、消防法及びその他関係法令を遵守していることが前提ですので、法令等の規制がある場合は、関係機関と十分に協議を行ってください。

### (3) 地域住民等への説明について

- 事業運営のために地域住民等との連携が必要であるが、建物を新築・増改築等する場合は工事を行うことについても事前に了承を得られるようにしてください。
- 開設予定地の地域住民（自治会や町内会など）については、建物と事業内容等についての説明を行い、その説明経過等を提出してください。
- 隣接地権者については、説明経過と了承の有無を記載した書類を提出してください。なお、隣接地権者の範囲は、道路や水路などを隔てた地権者も含むこと。

※ 地域住民等への説明は、承諾書を形式的に求めるものではなく、事業所建設や事業が円滑に進められるように、そのことを地域住民等が十分に理解し協力が得られる状態であることが重要です。

※ 今回の応募に際して地域への説明を行う場合は、「大和郡山市の事業者公募に応募し、選定されることが条件であるため、事業化されない場合がある」旨を資料に記載するなど、誤解のないように十分注意して行ってください。

## 6 禁止事項と欠格事項等について（重要事項）

- ① 委員会の審査の前に、次の行為を行った場合、審査を行うことなく不適とする。
  - ・ 委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、または接触した場合
  - ・ その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- ② 書類の提出期限後（委員会まで）は、次に該当する場合、審査を行うことなく不適とする。
  - ・ 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
  - ・ 重要な事項（建設場所・施設種別・定員・資金の確保等）の変更があった場合
  - ・ その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- ③ 委員会で審査し選定された後に、次に該当する場合、審査結果に関わらず不適とする。
  - ・ 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
  - ・ 重要な事項（建設場所・施設種別・定員・資金の確保等）の変更があった場合
  - ・ その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

## 7 その他の事項

- 応募者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- 提出書類の作成及び提出に要する経費については、選定結果に関わらず、本市は一切負担しません。
- 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

（選定前までの辞退について）

- 書類の提出期限後、事業予定者の選定前までに、やむを得ない事由等で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名・代表者名の署名、代表者印の押印のある辞退届を提出してください（様式任意）。

(選定後の辞退について)

- ※ 事業予定者として選定された後に辞退することは、本市の行政計画全体に大きな支障を来たすこととなります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。
  
- ※ 事業予定者として選定後に辞退した事業者又は令和8年3月31日までに認知症対応型共同生活介護の事業指定を受けることができなかつた事業者は、今後の整備計画の推進にあたり、事業者選定の対象から除外するなど不利益を科す場合があります。
  
- ※ 事業予定者名は選定後に公表するため、その後辞退する場合は、法人名・代表者名・辞退理由等を公表するとともに、必要に応じて委員会等へ説明を行っていただきます。
  
- 市の審査を通過した場合でも、必ずしも奈良県において補助事業として採択されるものではありません。その場合、市はいかなる責任も負いませんので、あらかじめご了承ください。